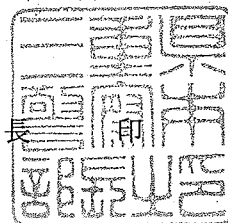


公文書不存在決定通知書

務発第965号
平成26年8月13日

新海 聡 様

三重県警察本部長



平成26年7月31日付けで請求のありました公文書については、三重県情報公開条例第12条第2項の規定に基づき、次のとおり公文書の不存在の決定をしましたので通知します。

| | |
|------------------------------|--|
| 公文書の表示 (開示請求者が 請求した内容) | 平成23、24、25年度に、所属長以上で退職した警察職員の ・ 氏名 ・ 職名 ・ 退職日 ・ 再就職先 ・ 再就職先の役職名 がわかるもの |
| 公文書が存在しない理由 | 当該請求に係る公文書については、作成又は取得していないことから、存在しない。 |
| 事務担当 | 警務部 警務課 人事係 電話番号 059-222-0110 内線 (2641) |
| 備考 | |

- 注 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。